○経済産業省告示第百二十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

二の表の第一に次のように加える。

ソマリア	44.02	木炭

三の9の（4）のハ中「グアテマラ」の下に「、ギニア」を加える。

三の9の（4）のニ中「グアテマラ」の下に「、ギニア」を、「ザンビア」の下に「、ジンバブエ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年五月二十八日から施行する。ただし、改正規定中「ジンバブエ」に係る部分については、平成二十四年五月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十四年五月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　福岡県北九州市小倉北区片野新町三丁目、三郎丸二丁目、城野団地及び東城野町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業

五　事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区片野四丁目二十番三号　独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十四年五月二十八日

○国土交通省告示第六百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東屋部三

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県名護市

大北二丁目

四八四七番地先河川敷　一号

字名護喜知留原

四九三五番

四九五三番二

四九八〇番一〇

四九四九番二

四九五七番

四九五九番

五〇九三番

四九五八番

四九五八番地先河川敷

字名護嶽ノ後原

五五一一番

字名護九年又原

五〇九四番

五一〇一番

五一〇〇番

五〇九八番

五一五一番

五一五二番

五一五三番地先河三敷

二号

三号及び四号

五号

六号

七号

八号

九号から十二号まで

二十八号から三十号まで

三十一号

四九五八番地先河川敷

字名護嶽ノ後原

五五一一番

十三号から二十七号まで

三十二号から三十四号まで

三十五号及び三十六号

三十七号

三十八号及び三十九号

四十号及び四十一号

四十二号から四十四号まで

四十五号

四十六号

○中部地方整備局告示第百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　十

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	角岡　照一
変更後	坂崎日支夫

(2)　変更年月日

平成二十四年五月二十五日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	角岡　照一、林　福一
変更後	糟谷　隆一、永田　研

(2)　変更年月日

平成二十四年五月二十五日

○近畿地方整備局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　一般国道169号改築工事（和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本地内から同村竹原字上ミ地地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本及び字上ミ地地内

2　使用の部分　和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本及び字上ミ地地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県東牟婁郡北山村七色字奥森地内から同村竹原字上ミ地地内までの延長1,294mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道169号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、本件事業は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された吉野熊野国立公園における国立公園事業としても位置づけられているところ、環境大臣の同意を得ているものである。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道169号（以下「本路線」という。）は、奈良県奈良市内の一般国道369号との接続点を起点に、吉野郡下北山村、三重県熊野市、和歌山県東牟婁郡北山村などを経て、新宮市内の一般国道42号との接続点を終点とする総延長約188kmの路線であり、紀伊半島の内陸部を南北に縦貫する主要幹線道路である。

本路線は、奈良県の吉野地域と三重県及び和歌山県の熊野地域を連絡し地域連携を図る役割を担う道路であるとともに、吉野熊野国立公園内を通過する道路であるなど、観光においても重要な役割を担う道路である。

和歌山県内における本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において、一般国道168号との重複区間においては第一次緊急輸送道路に、三重県境から途中奈良県十津川村内を通過して一般国道168号との接続点までは第二